

令和2年第11回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年11月25日(水)午後2時

2 場 所 多治見市役所 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第30号	農地法第4条第1項の規定による農地の転用の許可申請に対する意見について	1件
議第31号	農地法第5条第1項の規定による農地の転用の許可申請に対する意見について	2件
議第32号	農業経営改善計画の認定に係る意見徴収について	1件
報第20号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件
報第21号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	3件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	欠席
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	欠席
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	

12	若尾 茂	
13	久野 孝好	
14	加納 洋一	
15	梶田 達行	
16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	

議長 ただいまより、令和2年第11回農業委員会総会を開会する。  
 本日は、4番伊藤明石委員、7番右高一朋委員から欠席の連絡を受けているので、  
 17名中15名の出席。従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定  
 により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員  
 を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、10番 鈴木 隆 委員、11番 富田 良一 委員の両名を議  
 事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。議第30号「農地法第4条第1項の規定による農地の  
 転用の許可申請に対する意見について」を上程する。議第30号について事務局  
 より説明願う。

事務局 1件。

申請番号1 申請人、■■■■市■■■町■■■番地の■、■■■■■。土地  
 は大針町塩井戸■■■番■、畑、現況宅地、110㎡、■■■番■、畑、  
 現況宅地、125㎡、計235㎡。転用目的は住宅敷地。父からの相続時に  
 農地とわかったため申請されたもので、始末書を提出。

議長 それでは議第30号について、地元委員から意見があれば発言願う。

10番 申請人と話した。昔と出入口が変わり、フェンス・軽自動車の  
 あたりが畑だった。現況のままで工事等を行わないそうです。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 30 号について採決を行う。  
議第 30 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 30 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用の許可申請に対する意見について」を上程する。議第 31 号について事務局より説明願う。

事務局 2 件。

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■市■町■丁目■番地の■■、■■■■。譲受人、■■市■■■■丁目■■■番地、■■■■。土地は大原町 5 丁目■■番■、畑、現況宅地、713 m<sup>2</sup>。転用目的は専用住宅。隣接地と一体化利用、車庫があるため始末書提出。

申請番号 2 所有権移転。譲渡人、■■市■■■■番地の■、■■■■。譲受人、■■■市■■町■■■■番地の■、■■■。土地は大藪町諸家■■■■番、田、現況雑種地、205 m<sup>2</sup>。転用目的は個人住宅の為の倉庫建築。

議長 それでは議第 31 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

6 番 申請番号 1 について。居住していた母親が亡くなり誰も住んでいない。一部を乗入用地として転用、6 月総会で承認している。残りの土地についても売りたいということである。現況のほとんどは雑草地となっている。住宅の隣地であり、問題はない。

5 番 申請番号 2 について。雑種地で道路と少し高いくらいの土地で畑作がむつかしく、転用は問題ないと思ったが、この土地は農振農用地区域ではないか。

事務局 農業振興地域内ですが、農用地区域ではありません。

5 番 了解。ただ隣にガラス工房があり、採光に影響があるかもしれないが支障はない。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 31 号について採決を行う。  
議第 31 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 31 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 32 号「農業経営改善計画の認定に係る意見徴収について」  
を上程する。議第 32 号について事務局より説明願う。

事務局 農業経営基盤強化促進法第 12 条の規定により、認定農業者が  
5 年に 1 回更新のために農業経営改善計画の申請があり、これを認定する  
ための審議。

申請者、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■。営農は引続き稲作  
を行い、年間所得を 100 万円から令和 7 年に 150 万円、現状の作付面  
積 311a、生産量 14,400 kg から、令和 7 年は 350a、17,850 kg を目標。  
農用地については、借入農地 254.7a から 39a 増やす計画。認定期間は  
満了する令和 3 年 1 月 5 日の翌日となる 1 月 6 日から令和 8 年 1 月 5  
日まで。

議長 それでは議第 32 号について、意見があれば発言願う。

議長 市内の認定農業者はどのくらいか。

事務局 現在は個人法人を含め 6 件。個人は今回申請の■■■■氏を  
含め、■■■■氏、■■■■氏の 3 人、法人は甘原ええのお、もみじ  
かえで研究所、北山養鶏場の 3 団体。甘原ええのおも更新時期が近い  
ので、その際は同様の議案となる。

議長 認定農業者のメリットは。

事務局 低金利での融資と、補助金が受けられることがある。

議長 他に発言はないか。発言がないので、議第 32 号について採決を行う。議  
第 32 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 32 号は承認することに決定する。

議長 次に報告事案に入る。報第 20 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」を上程する。報第 20 号について説明願う。

事務局 1 件。

申請番号 1 申請人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■■。土地は弁天町 2 丁目■■番■、田、現況畑、142 m<sup>2</sup>。転用目的は駐車場。転用後、隣接する歯科医院に貸し出す。

議長 報告第 20 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

議長 発言がないので報第 20 号の報告を終了する。

議長 次に報第 21 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 21 号について説明願う。

事務局 3 件

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地の■、■■■■■。譲受人、多治見市滝呂町 17 丁目 37 番地の 8、株式会社オウル。土地は下沢町 4 丁目■■番■、畑、761 m<sup>2</sup>。転用目的は宅地造成販売。このあと事業計画変更があり、株式会社オウルが申請地隣接の新日本工業株式会社に駐車場として売る予定である。

申請番号 2 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■番地、■■■■■。譲受人、多治見市栄町 2 丁目 70 番地、昭洋商事株式会社。土地は笠原町権現■■■■番■■■、畑、924 m<sup>2</sup>。転用目的は宅地造成販売。4 棟分を計画。

申請番号 3 所有権移転。譲渡人、名古屋市千種区千種三丁目 7 番地の 10、協和地所株式会社。譲受人、土岐市泉原町 1 丁目 4 番地の 1、愛岐木材住建株式会社。土地は宝町 4 丁目■番、田、現況雑種地、221 m<sup>2</sup>。転用目的は宅地造成販売。隣接地と一体化利用。令和 2 年 5 月に資材置場への転用で届け出たが、通路が狭く大型車が入れないために転用

事業が変更になるもの。

議長 報告第 21 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

議長 発言がないので報第 21 号の報告を終了する。

議長 その他議案以外で何かございましたらお願いします。

1 番 申請地の現地確認をするために急に時間を取るの難しいので、文書が届いてから 10 日前後の時間が欲しい。

事務局 1 週間ぐらいを目途に 1 日でも早く出すようにする。

議長 雨降りも考慮して、1 日も早く届くようにお願いしたい。

16 番 高田テクノパーク開発工事の関連で、雨が降ると農業用水が白くなる。今年は玄米の収穫が今年の 1/3 だった。調整池は造られているが、工事での泥水がそのまま流れてきている。農業用水のため池が 2 ケ所あり、沈殿して水がきれいになるまで 1 週間必要。その間に粘土質の土が入り込み、苗が腐ってしまう。工事の 2 年間はこの状態になるため、せめて池の泥を浚渫してほしい。農業委員会からも提言をいただきたい。

6 番 リニアのトンネルのところか。そこは市の土地か。

16 番 トンネルの機材を組み立てるところで、多治見市の土地になる。この後、木が生えるのに 5・6 年かかるため、それまでは泥水が出てしまう。耕作をやめたいと言っている農家も出ている。

議長 この状態は、直近のことか。

16 番 今年の 4 月から工事が始まり、2 年後に J R が利用する。開発自体の許可は開発指導課になるが、水に関しては道路河川課で担当課が異なる。

議長 民間が開発を行う際は、沈殿池の設置など厳しい指導がある。

16 番 市が行っている事業なので、何とか対策をしてほしい。

17 番 農地が農地として使えなくなることは大変なこと。過去に環境汚染で白い水が流れた関係で、農業委員が工場に行って団体交渉したこともある。担当課に来てもらって、具体的な説明と対策を話してほしい。

議長 関係する部署はどこになるか。

事務局 企業誘致課が土地開発公社として主体で動いており、開発指導課などが関連する。

議長 影響する農家はどのくらいか。

16 番 田畑合わせて 10 名くらいいる。

議長 うんかの被害はあったか。

16 番 それはなかった。

議長 地域で話し合いは行われたか。

16 番 市からも 3 回説明に来てもらったが、道路河川課によると泥水はどうしようもないとのこと。昨年より濁った水が長く続くようになった。

6 番 大原川でも濁った水が流れることがあった。

議長 地元ではどのような対応か。

16 番 私ともう 1 名が交渉をしている。

議長 泥水が 1 週間続くことは異常だと思う。来年の作付けに影響があるか。

16 番 雨が降らないときに田植えをすればいいのかも知れないが現実は無理である。

議長 田おこしする前に、地面が白い膜みたいなものが張っていたか。

16 番 田植えした後だけで、水が張ると分からない。

議長 株の大きさは。

16 番 小さかったなので、おかしいなとは思った。因果関係が分からない。

議長 減収があっては検討の余地がある。因果関係はあり、問題視すべきだ。

17 番 農業委員会として申し入れができるか調べてほしい。そうでなければこの場で説明をしてもらいたい。

議長 調整池に沈殿する薬剤があることも聞いた。まずは事務局とも相談して、この場で説明してもらうのか、申し入れができるかを検討する。

議長 他に発言はないか。発言がなければ本日の議案については以上をもって終了する。その他、事務局で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回の総会開催日は、12月23日水曜日の午後2時から。場所は本庁舎4階会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 3時 30分)

事 務 局

事務局長	岩田	卓也
課長代理	柳生	芳憲
主 査	安保	博之
主 査	玉山	永恵

令和2年11月25日

議事録署名

10 番

11 番

議長